

無人ヘリコプターによる松くい虫防除の実施に関する
運用基準（案）についての意見・情報の募集結果について

無人ヘリコプターによる松くい虫防除の実施に関する運用基準（案）についての意見・情報の募集結果について

1 募集期間、意見提出数等
 平成18年2月7日～3月8日
 意見提出数 46件
 意見項目数 161項目

2 意見等提出データ
 提出方法
 ・ インターネット 27件
 ・ F A X 11件
 ・ 郵送 6件
 ・ その他 2件
 計 46件

提出者別件数
 ・ 主婦 13件
 ・ 各種団体 6件
 ・ 公務員 3件
 ・ 会社員 3件
 ・ 医療・看護関係 3件
 ・ 自営業 2件
 ・ その他 6件
 ・ 不明 10件
 計 46件

3 意見提出区分内容
 意見項目別
 全 般 2項目
 第1 趣旨 1項目
 第2 無人ヘリ防除計画の策定 4項目
 第3 無人ヘリ防除の実施体制の整備等 13項目
 第4 意見等の反映 5項目
 第5 被害発生時の対応等 2項目
 第6 散布技術上の留意事項 7項目
 第7 その他実施上の留意事項 5項目
 そ の 他 14項目
 計 53項目

（総意見項目は161項目、重複を排除すると53項目）

意見の考慮結果
 趣旨を取り入れているもの（ ） 2項目
 趣旨の一部を取り入れているもの（ ） 26項目
 修文するもの（ ） 1項目
 今後の検討課題等（ ） 24項目
 計 53項目

	項 目	意 見 の 要 旨	意見に対する考え方	意 見 の 考 慮 結 果
1	全 般	<p>運用基準は十分な科学的根拠に基づくべきものとするべき。 (ほかに同旨1件)</p>	<p>「無人ヘリコプターによる松くい虫防除の実施に関する運用基準」(以下「運用基準」という。)は、松くい虫防除における現行の基準としている「農林水産航空事業実施ガイドライン」(平成16年4月20日付け16消安第484号農林水産省消費・安全局長通知)(以下「ガイドライン」という。)\「無人ヘリコプター利用技術指導指針」(平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知)(以下「技術指導指針」という。)及び「住宅地等における農薬使用について」(平成19年1月31日付け18消安第11607号農林水産省消費・安全局長通知)(以下「住宅地等通知」という。)に加えて、松くい虫防除の特性を踏まえ、事業地周辺の住民等の不安を取り除き円滑かつ適正な事業の実施に資する観点から定めるものです。</p> <p>このため、運用基準(案)の策定に当たっては、平成17年10月から「無人ヘリによる松くい虫防除に関する運用基準作成のための検討会」(以下「検討会」という。)を開催し、無人ヘリコプターによる松くい虫防除(以下「無人ヘリ防除」という。)事業に伴う気中濃度の調査結果や現時点で知り得る科学的知見及びデータ等を踏まえて、農薬や生態及び医療に関する専門家による検討をいただいているところです。</p> <p>なお、気中濃度の測定等環境等への影響に関する科学的なデータの収集を含め、今後とも新たな知見や情報の収集に努めることとしています。</p>	

	項 目	意 見 の 要 旨	意見に対する考え方	意 見 の 考 慮 結 果
2		<p>使用農薬が高濃度なことから、無人ヘリコプター散布の健康・生態系・環境へ与える害は有人ヘリ以上。運用基準は最低でも有人ヘリコプターレベルとすべき。</p>	<p>農薬散布の用法や用量は、「農薬取締法」(昭和23年法律第82号)(以下「農薬取締法」という。)に基づいて行われる農薬登録に際して、製造者等が提出した農薬散布の効果と安全性に関する試験結果の検証を踏まえて定められています。</p> <p>また、無人ヘリ防除は、有人ヘリコプターによる特別防除と異なり、散布高度が低く、飛行速度が遅いこと等から、検討会においても「特別防除と比べれば、周辺への薬剤の飛散が狭い(試算値では3分の1程度)」と指摘されています。</p> <p>なお、これまでに収集された気中濃度の測定結果によれば、環境省が定めた評価値を継続的に大きく超え、環境等への影響が懸念されるようなケースは確認されておりません。</p> <p>運用基準(案)の策定に当たっては、これらの測定結果や科学的知見及びデータ等を踏まえ、農薬や生態及び医療に関する専門家による検討をいただいているところです。</p>	

	項 目	意 見 の 要 旨	意見に対する考え方	意 見 の 考 慮 結 果
3	第 1 趣旨	<p>「農林水産航空事業実施ガイドライン」や「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」等を守るべき法令として追加すべき。 (ほかに同旨 1 件)</p>	<p>運用基準(案)第 1 については、無人ヘリ防除に特に関連がある通知等を明記しているところ。 なお、ガイドラインを新たに明記するとともに、運用基準(案)第 7 の 1 において、農薬取締法第 12 条第 1 項に規定する基準等を遵守する旨を明記しています。</p>	
4	第 2 無人ヘリ防除計画の策定	<p>松林への散布は高度が高い。風下に住宅、学校等がある場合、住宅地等通知に基づき、無人ヘリコプターや地上散布以外の農薬によらない方法を、まず検討する旨明記すべき。 (ほかに同旨 4 件)</p>	<p>運用基準(案)第 1 において、無人ヘリ防除については、住宅地等通知の遵守を前提とし実施することとしています。</p>	
5		<p>連絡協議会はどこに設置されるのかははっきりさせるべき。 また、連絡協議会の会長は誰なのか。事故が発生した場合の責任は誰が負うのか。</p>	<p>「森林病虫害等防除に係る連絡協議会等の設置要領例について」(平成 9 年 4 月 7 日付け 9 林野造第 107 号林野庁長官通知)(以下「設置要領例」という。)においては、「森林病虫害等防除連絡協議会」は都道府県に、「森林病虫害等防除地区連絡協議会」は市町村に設置することとされています。 また、会長は委員の互選により選出するものとされています。 なお、運用基準(案)第 5 において無人ヘリ防除により、万が一農業被害等が発生した場合には、本運用基準に従い無人ヘリ防除を実施する者が、適切な事後措置を講ずべき旨明示しています。</p>	
6		<p>防除計画の策定に住民や健康・生態系・環境の有識者も加え、より安全な対策を探っ欲しい。 (ほかに同旨 2 件)</p>	<p>運用基準(案)第 2 において、無人ヘリ防除の事業計画の策定に当たっては、設置要領例に基づいて設置された連絡協議会等の開催により広範な地元関係者の意向が反映されるよう努めるものとしています。</p>	

	項 目	意 見 の 要 旨	意見に対する考え方	意 見 の 考 慮 結 果
7		<p>連絡協議会の設置要領例における「森林病虫害の防除に関心を有する団体等の代表」が防除に反対する団体であることを都道府県や市町村に周知すべき。 また、地区連絡協議会にも防除に反対する住民を入れるべき。</p>	<p>連絡協議会については、森林病虫害等の防除に関心を有する団体等の代表を含めるなど、広範な地元関係者の意向が反映されるよう都道府県に周知しております。 このことは、地区連絡協議会についても同様です。</p>	
8	第3 無人ヘリ防除の実施体制の整備等	<p>無人ヘリコプターの協議会を、いつ何回開催するか明記すべき。</p>	<p>無人ヘリ防除の実施に当たっての連絡協議会等の開催時期については、都道府県や市町村が、地域の実情を十分に踏まえて判断することが望ましいと考えています。</p>	
9		<p>薬剤散布による、薬剤気中濃度や薬剤飛散距離・飛散量なども、正確なデータを用いて、必ず説明するとともに、散布による被害例・軽度農薬中毒症状例・生態系や環境への汚染度やその被害例などの薬剤散布のデメリットを説明する旨明記すべき。 (ほかに同旨2件)</p>	<p>運用基準(案)第3の1において、連絡協議会等の開催に当たっては、無人ヘリ防除の環境への影響等について説明する旨明記しています。</p>	
10		<p>ミツバチに無害の農薬のみを開発・使用すべき。また、ミツバチのような益虫類の活動や周辺住民等に配慮した時間帯に低空で散布すべき。</p>	<p>運用基準(案)第1に明記している技術指導指針第5において、散布等を行うときは、危被害防止に万全を期さなければならないものとし、特にみつばち等に対し危被害を発生させるおそれがないよう特段の配慮を要するものとしています。 また、運用基準(案)第2及び第3に基づき開催される連絡協議会等を通じて、地域住民等関係者の意向が反映されるよう努めることとしています。</p>	

	項 目	意 見 の 要 旨	意見に対する考え方	意 見 の 考 慮 結 果
11		「無人ヘリ防除に対する理解」を「無人ヘリ防除に対する現状認識」と訂正すべき。	運用基準（案）第3の1は、現状認識を含めた、幅広い事項について理解を深めることを目的としています。	
12		地区説明会の対象住民を明らかにすべき。	事業の実施主体が、地域の実情を十分に踏まえて、漏れのないよう地区説明会の対象住民を選定することが望ましいと考えています。	
13		散布前の周辺地区への周知を徹底するとともに、周知方法・内容を具体的かつ明確に示すべき。 (ほかに同旨11件)	運用基準（案）第3の2において、地区説明会の開催、パンフレットの配布、宣伝カー等により無人ヘリ防除を実施する松林の区域、実施する日時、使用薬剤等について地域住民等関係者への周知徹底を図ることを明記しています。 また、周知に当たっては、マニュアルやチェックリストの作成等により適切かつ円滑な実施に努めるよう明記しておりますが、さらに具体的な周知方法や内容については、地域の実情を十分に踏まえて判断することが望ましいと考えています。	
14		地域住民へ配布するチラシに健康被害を受けた場合の病院の連絡先などを明記するとともに、地域住民や関係機関（病院、保健所等）へ農薬中毒の症状を周知すべき。 (ほかに同旨1件)	運用基準（案）第3の2において、使用薬剤や無人ヘリ防除の実施に関する問い合わせ先等について周知徹底を図ることとしています。 また、運用基準（案）第3の4において、「最寄りの保健所、病院等に対して、あらかじめ無人ヘリ防除の実施日時、使用薬剤の種類等を連絡し、万一の場合に備えた医療救急体制の整備を依頼するものとする。」としています。 なお、毎年度当初には、農薬中毒の症状等に関する医師用の資料である「農薬中毒の症状と治療法」（農林水産省消費・安全局農産安全管理課監修）を、これらの保健所、病院等に配布するよう都道府県に周知しています。	

	項 目	意 見 の 要 旨	意見に対する考え方	意 見 の 考 慮 結 果
15		健康被害や有機農産物被害が生じたときの 窓口設置を義務づけるべき。 (ほかに同旨3件)	運用基準(案)第3の2において、無人ヘリ防除の実施に関する問い合わせ先について周知徹底を図ることとしています。 さらに、運用基準(案)第4において、地域住民等の健康への影響等に関する情報については、その届出先を周知することとしております。	
16		薬剤弱者等には、散布の際、避難措置等を取るようすべき。 また、使用薬剤についての注意事項を入れるとともに、化学物質過敏症患者への影響等に配慮し微量暴露の健康影響を含め周知すべき。 (ほかに同旨2件)	運用基準(案)第3の2において、無人ヘリ防除を実施する松林の区域、実施する日時、使用薬剤、被害防止措置の実施内容等について、地域住民等へ周知徹底を図ることとしております。 また、毎年度当初には「農薬中毒の症状と治療法」を、保健所、病院等に配布するよう都道府県に周知しています。	
17		散布後は少なくとも、当日は散布区域に入らないよう立入禁止の措置を徹底すべき。	農薬の気中濃度は、散布後徐々に減衰し、環境省が定めた評価値を継続的に大きく超えるようなケースは確認されていませんが、可能な範囲で関係者以外の立ち入りを防ぐとともに、運用基準(案)第3の2に基づき、無人ヘリ防除を実施する松林の区域、実施する日時等の周知を徹底することが重要であると考えています。	

	項 目	意 見 の 要 旨	意見に対する考え方	意 見 の 考 慮 結 果
18		<p>無人ヘリ防除の実施体制の編成及び業務分担表をパブコメすべき。 また、気中濃度・飛散距離・飛散量などの測定と散布被害防止措置は誰が担当するのか。</p>	<p>運用基準（案）第3の2において、無人ヘリ防除を実施する松林の区域、実施する日時、使用薬剤、散布方法等の地域住民として知るべき情報の周知徹底を図ることを明示するとともに、第4において地域住民等の意見等を反映すべきことを明記しています。 また、風速・風向の測定及び薬剤散布の被害防止措置は事業の実施主体が行うこととなります。 なお、気中濃度や飛散量等の測定については、今後とも可能な限りデータの収集に努めることとしております。</p>	
19		<p>ヘリポートの場所に関する規定を明記すべき。</p>	<p>無人ヘリコプターは、航空法に定める「航空機」には含まれないことから、ヘリポートの設置についての規定を設けておりません。 なお、(社)農林水産航空協会が作成した「産業用無人ヘリコプターによる病害虫防除実施者のための手引き」では、ヘリポートについては「周辺に障害物のない農道など」に設けることとされているところです。</p>	

	項 目	意 見 の 要 旨	意見に対する考え方	意 見 の 考 慮 結 果
20		<p>関係機関の連絡先は、通園、通学、通勤者がいるなど、最寄りの医療機関だけでは不足している。 また、養蜂、養漁業者なども入れるべき。 (ほかに同旨1件)</p>	<p>運用基準(案)第3の4における関係機関は、万一の場合に備えた応急対応に必要な機関であり、医療等の専門機関を想定しています。 なお、具体的な周知の対象範囲については、事業の実施主体が、地域の実情を十分に踏まえて判断することが望ましいと考えています。 また、運用基準(案)第3の2において、地区説明会の開催、パンフレットの配布、宣伝カー等により、地域住民等の関係者への事前の周知徹底を図ることとしています。 さらに、散布区域周辺に養蜂、養漁業者の事業地がある場合には、連絡協議会等においてその意向等を反映させることになるものと考えています。</p>	
21	第4 意見等の反映	<p>散布に関する問い合わせと健康被害を受けた場合の届出先は別にすべきである。 健康被害の届け出先は保健所か病院など第三者機関にすべき、その結論を得て連絡協議会が受け入れるべき。</p>	<p>運用基準(案)第3の2において、散布に関する問い合わせ先の周知徹底を図るとともに、運用基準(案)第4において、健康への影響等に関する情報の届出先の周知に努めることとしていますが、具体的な届出先等については、地域の実情を十分に踏まえて判断することが望ましいと考えます。 なお、健康被害の発生など、万一の場合に対しては、運用基準(案)第3の4において、最寄りの病院等に対して、医療救急体制の整備を依頼することとしており、事業の実施主体が、病院等と連携することにより、健康被害等の発生情報を把握し、その情報を整理し連絡協議会等に示すことも手法の一つと考えています。</p>	
22		<p>医療機関は患者に関する情報等はほとんど外部には提供しないと思われるが、厚生労働省等の国の機関から協力するような働きかけは行わないのか。</p>	<p>今後の都道府県等における医療機関との連携の状況を踏まえつつ、対応を検討したいと考えています。</p>	

	項 目	意 見 の 要 旨	意見に対する考え方	意 見 の 考 慮 結 果
23		<p>今回の意見具申の方法は、普通の主婦、母親には脅威を感じさせる。被害を申し出ることが、今後さらに難しくなる。</p> <p>また、プライバシーに踏み込んだものであり、個人情報保護規定に照らしても問題がある。</p> <p>(ほかに同旨5件)</p>	<p>運用基準(案)第4は、無人ヘリ防除の実施に伴う住民等の健康への影響等について、事業の実施主体が情報を把握・整理し、きめ細かな目配りをしてもらうことを目的として定めたものです。</p> <p>なお、情報把握・整理の具体的な方法については、事業の実施主体が、地域の実情を十分に踏まえて判断することが望ましいと考えていますが、個人情報の取扱いに十分留意することとしています。</p>	
24		<p>健康への影響・健康被害など人体への影響には、軽度農薬中毒症状も含めるよう記載すべき。</p>	<p>運用基準(案)第4は、無人ヘリ防除の実施に伴う住民等の健康への影響等について、事業の実施主体が情報を把握・整理し、きめ細かな目配りをしてもらうことを目的として定めています。</p> <p>なお、運用基準(案)第3の4において、万一の場合に備え、最寄りの病院等へ緊急医療体制の整備を依頼するとともに、毎年度当初には、「農薬中毒の症状と治療法」を病院等に配布するよう都道府県に周知しています。</p>	
25		<p>健康被害調査は林野庁が専門の疫学者に依頼して行うべき。</p>	<p>無人ヘリ防除については、農薬取締法に基づいて登録された農薬の用法、用量や関係法令等を遵守することによって適切に実施できるものと考えておりますが、今後とも健康への影響に関する情報の収集に努める考えです。</p>	

	項目	意見の要旨	意見に対する考え方	意見の考慮結果
26	第5 被害発生時の対応等	<p>「被害」「自然環境・生活環境への悪影響」とは何か具体的に明らかにすべき。</p> <p>また、軽度農薬中毒症状も含めた、健康への影響・健康被害など人体への影響を表す語句を必ず入れるべきである。</p> <p>なお、健康被害の発生は少数でも直ちに防除を中止すべき。</p> <p>(ほかに同旨2件)</p>	<p>「被害」や「自然環境・生活環境への悪影響」は、様々なケースが考えられるため、限定的に示すことは必ずしも適当ではなく、幅広く迅速な対応ができるようにしておくことが望ましいと考えています。</p> <p>なお、運用基準(案)第5において、生活環境に悪影響が生じた場合には、防除を中止し、その原因究明に努めることとしています。</p>	
27		<p>健康被害や有機ほ場等への飛散事故が起こった場合の補償について明記すべき。</p> <p>(ほかに同旨4件)</p>	<p>運用基準(案)第5において、「原因の究明に努めるとともに、適切な事後措置を講ずるものとする。」と明記しているところです。</p>	
28	第6 散布技術上の留意事項	<p>境界が不明確にならないようにUFO風船などの設置を明示すべき。</p>	<p>運用基準(案)第6において、「無人ヘリ防除の実施に当たっては、技術指導指針第6及び第7に定める散布飛行及び散布の方法を遵守して適正に行うよう努めるものとする。」と定めています。</p> <p>なお、(社)農林水産航空協会が作成した「産業用無人ヘリコプターによる病害虫防除実施者のための手引き」においては、散布作業を安全かつ効果的に実施するための補助手段として、標識の設置について記載されているところです。</p>	
29		<p>防除地域周辺の有機ほ場の有無を必ず確認し、確認された場合には確実に飛散防止措置をとることを義務づけるべき。</p> <p>(ほかに同旨2件)</p>	<p>運用基準(案)第1に明記されているガイドラインにおいて、有機農産物に関する認証が受けられなくなる等の防除対象以外の農作物への損害が生じないために必要な措置の徹底に努めることとしています。</p> <p>なお、運用基準(案)第2及び第3において、無人ヘリ防除の計画策定等に当たっては、連絡協議会等の開催を通じて地域住民等関係者の意向が反映されるよう努めるものとしています。</p>	

	項 目	意 見 の 要 旨	意見に対する考え方	意 見 の 考 慮 結 果
30		<p>無人ヘリコプターは有人ヘリコプター同様、距離の長短があっても薬剤が飛散することには変わりがない。緩衝地帯を設けるべき。</p> <p>また、緩衝地帯の設置に関しては、データが少ないことから、農薬の飛散距離が推定できるよう、データを集め公表するところからはじめるべきである。 (ほかに同旨8件)</p>	<p>無人ヘリ防除は、有人ヘリコプターによる特別防除と異なり、散布高度が低く、飛行速度が遅いこと等から、検討会においても「特別防除と比べれば、周辺への薬剤の飛散範囲が狭い(試算値では3分の1程度)」と指摘されています。</p> <p>また、無人ヘリ防除に伴う周辺への薬剤の飛散状況は、散布区域の気象や立地条件により異なることから、飛散の範囲を一律に示すことは適当ではなく、基本的には事業の実施主体が散布区域の立地条件等を十分に勘案して判断すべきであると考えています。</p> <p>なお、これまでのところ無人ヘリ防除に伴う周辺地域のいずれの箇所においても環境省が定めた気中濃度評価値を継続的に大きく超えるようなケースは確認されていませんが、さらに、気中濃度の測定等のデータの収集には、今後とも努めることとしております。</p>	

	項 目	意 見 の 要 旨	意見に対する考え方	意 見 の 考 慮 結 果
31		<p>無人ヘリコプターを使用した松くい虫防除では、農地での農薬散布よりも数段に高い技術が要求される。このため、操作要員資格や機体点検について規定すべき。</p> <p>また、作業員に対しては、定期的な再教育制度を設けるべき。</p> <p>(ほかに同旨3件)</p>	<p>運用基準(案)第6の2において、「無人ヘリコプターの操作要員の技術及び性能等は、技術指導指針第9に基づき適正に取り扱うものとするが、特に操作要員が高所飛行技術を要することに留意するものとする。」としています。</p> <p>具体的には、高所作業となる松くい虫防除については、(社)農林水産航空協会が認定した高所飛行技術認定者でなければ事業を行うことができないこととなります。</p> <p>また、無人ヘリコプターの操作要員については、5年ごとに同協会が定める研修を受けることとなります。</p> <p>さらに、機体の点検整備については、同協会が定めた、「産業用無人ヘリコプター運用要領」に基づき、毎年度、事業開始前に同協会が指定する機関において、耐久性、性能等の点検・整備を受けることとなります。</p>	
32		<p>防除業者・オペレーター並びに事故・故障発生時の届出を義務化する制度を設けるべき。</p>	<p>現在のところ、無人ヘリ防除の実施に当たって、防除業者・オペレーター等の届出を義務づけなければならないまでの状況にあるとは考えていませんが、今後の事業の進展状況を十分に見極めた上で、必要に応じて関係行政機関等と相談して参りたいと考えています。</p> <p>なお、無人ヘリ防除における事故等の発生状況については、都道府県に照会する等により把握に努めたいと考えています。</p>	
33		<p>風速測定は地上1.5mでは実態に合っておらず、実際の散布高度で行うべき。また、風速3m以内でも、風下に住宅地等がある場合は散布を中止するなどの考慮が必要。</p>	<p>風速は、当該散布地域の気象の状況を示す指標として、統一的に測定するために、一定の高さで測定しているものです。</p> <p>なお、定められた風速の範囲内であっても、風向き等に十分注意し、散布区域外への薬剤の飛散防止に努めることとしています。</p>	

	項 目	意 見 の 要 旨	意見に対する考え方	意 見 の 考 慮 結 果
34		風速計の必携と散布中の記録を義務づけるべき。	運用基準（案）第6の3の（4）にその旨努めるよう明記しております。	
35	第7 その他実施上の留意事項	現地混用は一切禁止。また、劇物の農薬は使用しない旨明記すべき。	運用基準（案）第1に明記されている住宅地等通知において、現地混用に関する注意事項の厳守など、現地混用を行う場合における注意点が記載されています。 また、無人ヘリコプターに使われる農薬については、農薬取締法に基づき検査、登録された農薬を使用することとしています。	
36		無人ヘリコプターの場合、なぜ高濃度の農薬を散布しなければならないのか。 高濃度で農薬を散布することになるため被害が大きくなることが憂慮される、規制が必要。 （ほかに同旨1件）	農薬散布の用法や用量は、農薬取締法に基づいて行われる農薬登録に際して、製造者等が提出した農薬散布の効果と安全性に関する試験結果の検証を踏まえて定められたものです。 したがって、登録の際に定められた濃度であれば、関連する法令等を遵守することにより、適切に散布が行えるものと考えます。	
37		無人ヘリコプターの農薬の積み替えは回数が多く、非常に作業が気ぜわしい。高濃度の農薬をこぼした場合の処置について対策を講じるほか、農薬を散布する人が農薬に対する基本的認識を持っているか審査すべき。 （ほかに同旨1件）	運用基準（案）第7において、農薬取締法等の遵守、薬剤等の管理及び安全教育の徹底等について明記しています。	

	項 目	意 見 の 要 旨	意見に対する考え方	意 見 の 考 慮 結 果
38		<p>農薬の毒性、散布により発生する健康（軽度中毒を含む）・生態系・環境への害、実際に発生したそれらの被害例なども学び、実際の散布時に生かして、被害発生防止の取り組みとすることも、記載すべき。 （ほかに同旨1件）</p>	<p>運用基準（案）第4において、環境への影響等の情報についても整理し、連絡協議会等に示すことにより、今後の無人ヘリ防除の円滑な実施に反映させることを明記しました。 なお、農薬登録に当たっては、いくつかの毒性試験、残留試験、環境への影響試験等様々な安全性の試験が実施されており、定められた使用方法等を遵守し使用すれば環境への影響は一時的かつ軽微にとどまるものと考えております。</p>	
39		<p>安全対策に違反した場合の罰則を定めるべき。 （ほかに同旨2件）</p>	<p>一層の安全対策の強化を図る観点から、運用基準の策定を行うことにしています。 従って、現段階で法律を制定し、新たな規制（罰則を含む）を定めることは考えていません。</p>	
40	その他	<p>個人や企業が所有する松林で無人ヘリ散布が行われる場合の規制はどのようになっているのか。</p>	<p>個人や企業が所有する松林であっても、森林病虫害等防除事業として無人ヘリ防除が実施される場合には、本運用基準に従い実施するよう周知していきます。</p>	
41		<p>「意向が反映されるよう努める」とは何割以上の意向が反映されれば運用基準を満たしたことになるのか。</p>	<p>運用基準は、無人ヘリ防除を実施するに当たって、事業地周辺の住民等の不安を取り除き、円滑かつ適正な事業の実施に資するために、事業の実施主体である都道府県等に対する技術的な助言として位置づけられるものです。 そのため、計画の策定に当たっては、「意向が反映されるよう努める」という規定により、幅広く意見を反映し関係者の理解と協力が得られるよう事業の実施主体の努力を促すこととしています。</p>	

	項 目	意 見 の 要 旨	意見に対する考え方	意 見 の 考 慮 結 果
42		<p>どのようにして気流の乱れを確認するのか。 (ほかに同旨1件)</p>	<p>事業の実施主体が、当日の気象情報の下に、無人ヘリコプターの飛行状況を観察するとともに、オペレーターから機体の安定性や樹木の揺れ等について聞き取ること等により確認することになるものと考えています。</p>	
43		<p>松が枯れるメカニズム全般の解明をきちんと真摯にされるべきである。 (ほかに同旨3件)</p>	<p>いわゆる松くい虫被害については、日本国内外でこれまで多大な調査・研究がなされ、マツノマダラカミキリによって伝播されるマツノザイセンチュウによって引き起こされることが明らかにされています。</p>	
44		<p>薬剤の効果があるのなら、被害が拡大することはないのではないか。根本的に松枯れに効果的な方法をもう一度考え直すべきではないか。 (ほかに同旨3件)</p>	<p>近年の松くい虫被害量については、ピーク時の1/3に減るなど、防除の効果を上げていると考えております。 さらに、松くい虫被害対策の対象を保全すべき松林及びその周辺松林に重点化するとともに、被害松林の立地条件等を勘案しつつ、特別防除、伐倒駆除等による的確な防除の推進や樹種転換等の措置を適切に組み合わせて総合的に実施することにより、保全すべき松林における被害の終息化を目指しています。</p>	
45		<p>過去の国会での付帯決議である「特別防除を実施する必要がなくなるような条件を整備していく」という目標を掲げながら、一方で無人ヘリコプターの利用により空中散布実施地域が増えていくのなら目標の逆行ではないのか。</p>	<p>被害松林の立地条件等を勘案し、的確な防除の推進や樹種転換等の措置を総合的に実施することにより、保全すべき松林における被害の終息化を目指すなど、国会での付帯決議の内容の実現に向けて引き続き取り組んでいくこととしています。</p>	
46		<p>効率やコスト低減などがあっても、健康・環境・安全を優先し、無人ヘリコプターの使用を原則禁止すべき。 (ほかに同旨6件)</p>	<p>無人ヘリ防除を実施するに当たっては、関係法令や本運用基準等に従って、自然環境及び生活環境の保全に適切な考慮を払いつつ、安全かつ適正に行われることが必要と考えています。</p>	

	項 目	意 見 の 要 旨	意見に対する考え方	意 見 の 考 慮 結 果
47		<p>ポジティブリスト対策（平成18年5月より新たに導入される残留農薬基準制度への対策）の観点からも飛散の危険性の高い無人ヘリコプター事業を減少させるべき。</p>	<p>運用基準（案）第6において、散布技術上の留意事項を明記するとともに、ポジティブリスト制度の施行に当たって、無人ヘリ防除を含む松くい虫防除において、薬剤散布区域周辺の農作物の作付け状況の把握や関係法令等に即した適正な防除により、周辺への薬剤の飛散の抑制に一層留意するよう都道府県へ周知しています。</p>	
48		<p>松枯れ対策は、空中散布、地上散布、くん蒸処理等薬剤使用が主体となっているが、薬剤散布以外の方法をもっと取り入れるべき。 また、補助金は伐倒焼却駆除・樹種転換・抵抗性松植樹などの環境保全型の対処に付けるべき。 （ほかに同旨11件）</p>	<p>松くい虫被害対策については、対策の対象を保全すべき松林及びその周辺松林に重点化するとともに、被害松林の立地条件等を勘案しつつ、特別防除、伐倒駆除等による的確な防除の推進や樹種転換等の措置を適切に組み合わせ総合的に実施することが重要と考えています。</p>	
49		<p>松は枯れたらまた植えたら良い。松がダメなら他の樹種にすれば良い。砂防林も魚つき林も松でなければならぬ訳ではない。 （ほかに同旨1件）</p>	<p>松くい虫被害対策は、保全すべき松林等に重点化しています。 また、被害跡地の復旧に使用する樹種の選定に当たっては、土壌や気象条件等の技術的な側面に加え、当該森林に期待される機能など社会的側面を考慮することが必要と考えています。</p>	
50		<p>人への健康安全問題・財産の侵害、こうした犯罪的行為を合法化するのが空中散布である。</p>	<p>無人ヘリ防除の実施に当たっては、環境等への悪影響が生じることがないように、関係法令等を遵守し実施することとしています。</p>	

	項 目	意 見 の 要 旨	意見に対する考え方	意 見 の 考 慮 結 果
51		<p>近年、花粉症やアレルギー症といった患者が増加している。農薬の散布は、赤ちゃんや子供等にも良いはずがない。</p> <p>また、害虫を食べる天敵、例えば小鳥にも農薬がかかることになる。農薬の空中散布による生態系への影響が心配。</p> <p>(ほかに同旨5件)</p>	<p>無人ヘリ防除等松くい虫防除に使用される農薬は、農薬登録に当たって、いくつもの毒性試験、残留試験、環境への影響試験等様々な安全性の試験が実施されており、定められた使用方法等を遵守し使用すれば生態系への影響は一時的かつ軽微にとどまるものと考えております。</p> <p>また、無人ヘリ防除の実施に当たっては、周辺住民、子ども等に健康被害を及ぼさないよう定められた住宅地等通知を遵守することとしています。</p>	
52		<p>化学物質過敏症の患者等、実際に苦しんでいる者が各地で現実に発生している。</p> <p>健康被害と、それに苦しむ人々の声にこそ、対応し、農薬の使用中止を含め、対策を取るべきである。</p> <p>(ほかに同旨21件)</p>	<p>検討会においては、「無人ヘリによる防除に当たっては、可能な限り感受性の高い人々の存在にも留意しつつ事業を実施することが望まれる。」と指摘されています。</p> <p>このため、無人ヘリ防除の実施に当たっては、散布区域周辺住民等の理解と協力が得られるよう周知を図るとともに、新たな知見の集積や情報の収集に努めたいと考えています。</p>	
53		<p>環境庁による安全性評価の基本的な考え方は8年前のもの。新たな科学的知見がこの後次々に明らかになっている。安全評価を基本的に見直すべき。</p>	<p>環境省に確認したところ、環境省では、街路樹や公園の花木類の管理のために市街地において散布された農薬の飛散リスクの評価や管理手法の開発を行うため、平成17年度より5ヶ年計画で「農薬飛散リスク評価手法等確立調査事業」を開始したところであるとのこと。</p> <p>本事業結果などを含め、新たな知見の集積や情報の収集に努めたいと考えています。</p>	